



島根県報

平成26年4月1日（火）

第2,584号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (農 村 整 備 課) 2

【告 示】

指定代理納付者の指定 (政策企画監室) 2

住民基本台帳法の規定による指定情報処理機関の名称の変更の届出 (市 町 村 課) 3

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の規定による指定認証機関の名称及び主たる事務所の所在地の変更の届出 (情 報 政 策 課) 3

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の取消し (障 がい 福 祉 課) 3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (") 3

障害福祉サービス事業者の指定の取消し

保安林の指定 (2件) (森 林 整 備 課) 4

解除予定保安林 (") 5

指定漁船調書の縦覧 (水 産 課) 5

こいの持出しの禁止に係る水系の範囲 (") 6

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (中 小 企 業 課) 6

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (2件) (") 7

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (") 9

都市計画決定の図書の縦覧 (都 市 計 画 課) 9

都市計画変更の図書の縦覧 (2件) (") 10

建築物の屋根の構造を制限する区域の指定 (建 築 住 宅 課) 10

【公 告】

都市計画区域の変更 (都 市 計 画 課) 11

都市計画変更の図書の縦覧 (2件) (") 12

大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧 (中 小 企 業 課) 12

【収用委告示】

島根県収用委員会運営規程の一部改正 13

【内水面漁管委指示】

こいの持出しの禁止 13

あゆの採捕の禁止 13

公布された条例等のあらまし

◇島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第51号）

1 規則の概要

島根県土地改良財産の処分に関する条例の規定による土地改良財産の無償譲渡に関し、対象となる事業を追加することとした。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第51号

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則（平成8年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

- (30) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年19企第100号）に基づく事業
- (31) 農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年24農振第2089号）に基づく事業
- (32) 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成25年24農振第2091号）に基づく事業

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示**島根県告示第192号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2の規定により告示する。

平成26年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目7番1号

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

ふるさと島根寄附金（ふるさと島根寄附条例（平成20年島根県条例第1号）第1条の寄附金をいう。）（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払の方法により代理納入されるものに限る。）

3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード

次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

- (1) M a s t e r C a r d
- (2) V I S A
- (3) J C B

(4) Diners Club

(5) AMERICAN EXPRESS

4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

島根県告示第193号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第5条第3項の規定により、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の14第3項に規定する届出があったものとみなして適用される同項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月1日

島根県知事 溝口 善兵衛

指定情報処理機関の名称		主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	変更後		
財団法人地方自治情報センター	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地	平成26年4月1日

島根県告示第194号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第7条第2項の規定により、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第38条第3項に規定する届出があったものとみなして適用される同項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月1日

島根県知事 溝口 善兵衛

指定認証機関の名称		主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	変更前	変更後	
財団法人自治体衛星通信機構	地方公共団体情報システム機構	東京都港区虎ノ門五丁目12番1号	東京都千代田区一番町25番地	平成26年4月1日

島根県告示第195号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の23第1項第5号及び第8号の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定の取消しをしたので、同法第21条の5の24第3号の規定により告示する。

平成26年4月1日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社いずみ	放課後等デイサービス	ゆめはうす	松江市西川津町491-11	平成26年3月31日

島根県告示第196号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項第5号の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しをしたので、同法第51条第4号の規定により告示する。

平成26年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社いずみ	短期入所	ゆめはうす	松江市西川津町491-11	平成26年3月31日

島根県告示第197号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市美保関町片江549-3、549-6、2283、2306-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第198号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市美保関町福浦1267、1268（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供

する。)

島根県告示第199号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市弥栄町小坂1117-35
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第200号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成26年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 届出事項
 - ア 発起人の住所及び氏名
出雲市小伊津町1548 金築義信
 " 塩津町236 松村宏美
 " 坂浦町530-1 郷原豊美
 - イ 加入区
平田市加入区
 - ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
漁業協同組合 J F しまね
- (2) 指定漁船調書の縦覧
 - ア 縦覧期間
告示の日から15日間
 - イ 縦覧場所
漁業協同組合 J F しまね
- 2 (1) 届出事項
 - ア 発起人の住所及び氏名
松江市鹿島町御津462-4 小笹伸明
 " 900-3 田中昭二
 " 474 金崎幸徳
 - イ 加入区
御津加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第201号

平成26年島根県内水面漁場管理委員会指示第26-1号に基づき、こいの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。

こいの持出しの禁止に係る水系の範囲（平成25年島根県告示第233号）は、廃止する。

平成26年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 斐伊川水系河川の本流及び支流（布部ダム、山佐ダム、千本ダム及び来島ダムから上流を除く。）
- 2 十間川水系河川の本流、支流及び神西湖
- 3 堀川水系河川の本流及び支流
- 4 高津川水系河川の本流及び支流
- 5 江の川水系河川の本流及び支流（八戸ダムから上流を除く。）

島根県告示第202号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー新六日市店 島根県鹿足郡吉賀町六日市951番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

株式会社丸久 代表取締役社長 田中 康男 山口県防府市大字江泊1936番地

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンマート 代表取締役社長 原田 頼幸 山口県防府市大字新田1022番地3

株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(変更後) 株式会社丸久 代表取締役社長 田中 康男 山口県防府市大字江泊1936番地

株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(4) 変更の年月日

平成24年3月1日

2 届出年月日

平成26年3月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

吉賀町産業課（鹿足郡吉賀町柿木村柿木500番地1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第203号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮食品おだ出雲店 島根県出雲市矢野町864-1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社小田商店 代表取締役 小田 浩史 広島県福山市神辺町字上御領100番地1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前9時00分から午後10時00分まで

（変更後）24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時30分から午後10時30分まで

（変更後）24時間

(4) 変更の年月日

平成26年3月21日

2 届出年月日

平成26年3月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第204号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮食品おだ斐川店 島根県出雲市斐川町黒目534番地外5筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社小田商店 代表取締役 小田 浩史 広島県福山市神辺町字上御領100番地1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前9時00分から午後10時00分まで

（変更後）24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時30分から午後10時30分まで

（変更後）24時間

(4) 変更の年月日

平成26年3月21日

2 届出年月日

平成26年3月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第205号

平成26年島根県告示第148号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成26年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオン出雲食品館 出雲市天神町151外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	駐車場出入口の変更については、地元住民等に十分説明し、理解を得ること。	昨年度開催した大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会の際、東側市道は、間口も狭く交差もできないこと、また、通学路にもなっていることから安全対策をしてほしいと求められていることから、東側市道の出入口を増やすことについて、地元住民に説明するとともに、安全対策を施す必要があるため。

3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

大田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

-
- 2 都市計画を決定する土地の区域
大田都市計画区域の全域
 - 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

島根県告示第207号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
大田都市計画道路
 - 2 都市計画を変更する土地の区域
大田市仁摩町宅野、仁万、天河内、馬路、同市温泉津町湯里、温泉津、小浜、福光、今浦
 - 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

島根県告示第208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
雲南都市計画道路
 - 2 都市計画を変更する土地の区域
雲南市木次町下熊谷、新市、山方、里方、西日登、同市三刀屋町下熊谷、三刀屋
 - 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

島根県告示第209号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項の規定により、建築物の屋根の構造を制限する区域を次のとおり指定する。

平成26年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 浜田市
- 旭都市計画用途地域
 - 三隅都市計画用途地域
-

ただし、当該区域のうち昭和27年島根県告示第527号で指定した区域を除く。

関係図面は、島根県土木部建築住宅課、浜田県土整備事務所及び浜田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

大田市

大田都市計画用途地域

ただし、当該区域のうち昭和59年島根県告示第1103号で指定した区域を除く。

関係図面は、島根県土木部建築住宅課、県央県土整備事務所及び大田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、大田都市計画区域、仁摩都市計画区域及び温泉津都市計画区域を一の都市計画区域とし、都市計画区域を次のとおり変更しようとするので、同法第5条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

平成26年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画区域の名称

大田都市計画区域

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

(1) 大田市温泉津町湯里、大田市温泉津町今浦及び大田市温泉津町吉浦の全域（地先公有水面を含む。）

(2) 大田市温泉津町福光のうち次の区域

赤線と温泉津町福光イ62番地1、温泉津町福光イ898番地8の接点から、温泉津町福光イ62番地1と温泉津町福光イ898番地8、県道温泉津川本線の接点を通り、県道温泉津川本線と温泉津町福光イ65番地1、箱坂川の接点を通り、箱坂川を横断し、赤道と温泉津町福光ハ1431番地1、温泉津用福光ハ73番地2の接点を通り、温泉津町福光ハ1431番地1と温泉津町福光ハ1435番地1、温泉津町福光ハ1435番地6の接点を通り、温泉津町福光ハ1435番地1と温泉津町福光ハ1431番地1、温泉津町福光ハ1430番地、温泉津町福光ハ76番地1、温泉津町福光ハ1426番地、温泉津町福光ハ1424番地、温泉津町福光ハ1422番地の間を通り、温泉津町福光ハ1435番地1と温泉津町福光ハ1414番地1、温泉津町福光ハ1422番地の接点を通り、温泉津町福光ハ1414番地1と温泉津町福光ハ1422番地、温泉津町福光ハ1414番地1と温泉津町福光ハ1416番地1、赤道と温泉津町福光ハ1414番地1、温泉津町福光ハ1414番地3の間を通り、赤線と青線を横断し、温泉津町福光ロ287と温泉津町福光ハ1439番地1、温泉津町福光ハ160番地、温泉津町福光ハ1487番地と温泉津町福光ロ360番地、温泉津町福光ハ165番地2、温泉津町福光ハ160番地と温泉津町福光ハ165番地2、赤線と温泉津町福光ハ160番地の間を通り、赤線を横断し、温泉津町福光ハ165番地1と温泉津町福光ハ1481番地1、温泉津町福光ハ166番地、赤線と温泉津町福光ハ166番地の間を通り、赤線を横断し、赤線と温泉津町福光ハ188番地2、赤線と温泉津町福光ハ189番地、赤線と温泉津町福光ハ188番地2の間を通り、市道白谷線と青線を横断し、温泉津町福光564番地1と温泉津町福光564番地、温泉津町福光563番地、赤線と温泉津町福光563番地、温泉津町福光551番地の間を通り、赤線を横断し、温泉津町福光541と温泉津町福光604番地2、温泉津町福光606番地、温泉津町福光608番地、温泉津町福光1133番地と温泉津町福光608番地、温泉津町福光1155番地2の間を通り、赤線を横断し、江津市との行政界で囲む範囲（地先公有水面を含む。）

(3) 大田市温泉津町上村のうち次の区域

既都市計画区域界と温泉津町上村、温泉津町福光の交点から、温泉津町福光と温泉津町上村の町界を通って、温泉津町上村625番地と温泉津町上村446番地、温泉津町上村623番地1、温泉津町上村626番地1の間を通り、温泉津町上村626番地2と温泉津町上村422番地2の間を通り、温泉津町上村626番地2と温泉津町上村422番地4の接点から、市道福光西田線と福光川を横断し、温泉津町上村400番地と福光川の間を通り、福光川沿いに温泉津町上村396番地、青

線、赤線、温泉津町上村700番地、温泉津町上村613番地の間を通り、温泉津町上村613番地の尾根を通り、温泉津町上村428番地2、温泉津町上村613番地、温泉津町上村614番地2の3方境を通り、温泉津町上村614番地2、温泉津町上村409番地、赤線の三方境を通り、温泉津町上村409番地と赤道の間を通り、赤道を横断して赤線と温泉津町福光イ62番地1、温泉津町福光イ898番地8の接点で囲む範囲

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

大田都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

大田市仁摩町仁万

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

雲南都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

雲南市木次町下熊谷、新市、山方、里方、西日登、同市三刀屋町下熊谷、三刀屋

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年 4 月 1 日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー新六日市店 島根県鹿足郡吉賀町六日市951番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社丸久 代表取締役社長 田中 康男 山口県防府市大字江泊1936番地

3 承継の年月日

平成24年 3 月 1 日

- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所
株式会社サンマート 代表取締役社長 原田 頼幸 山口県防府市大字新田1022番地3
- 5 承継の理由
株式会社丸久が、株式会社サンマートを合併したため。
- 6 承継に係る店舗面積
774.9平方メートル
- 7 縦覧場所
吉賀町産業課（鹿足郡吉賀町柿木村柿木500番地1）

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第1号

島根県収用委員会運営規程（昭和60年島根県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

島根県収用委員会会長 岡 崎 由美子

第10条第3項中「、事務局次長及び書記は、土木部に置かれた次の職をもってこれに」を「及び事務局次長は、土木部に置かれた次の職にある者をもって」に改め、同項第3号を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 書記は、土木部用地対策課に置かれた職（課長を除く。）にある者をもって充てる。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

内 水 面 漁 場 管 委 指 示

島根県内水面漁場管理委員会指示第26-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。

平成26年4月1日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

1 指示内容

公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生又は発生している疑いがあると、島根県知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、こいの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出してはならない。ただし、区画漁業権漁場からの持出し、検査を行うための持出し及び焼却、埋却等処分するための持出しは除く。

この場合、知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

2 指示期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

島根県内水面漁場管理委員会指示第26-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、あゆの繁殖保護を図るため次のとおりあゆの採捕を禁止する。

平成26年4月1日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

禁 止 す る 河 川	禁 止 す る 期 間
田儀川及び小田川	平成26年から平成28年の毎年5月20日から6月20日まで。ただし、手釣り及びさお釣りを除く。
益田川（益田市昭和町昭和橋下流端から同市乙吉町雪舟橋下流端まで）	平成26年から平成28年の毎年10月6日から11月30日まで